

大規模製造業における安全管理体制及び活動等に係る自主点検分析結果

昨年は、製鉄所における取鍋からの溶鋼流出災害やガスタンクの爆発災害、油槽所におけるガスタンクの火災災害、タイヤ製造工場における火災災害等、わが国を代表する企業における重大な労働災害が発生しました。

このような災害が頻発するなか、昨年11月に全国の都道府県労働局を通じて実施された、「大規模製造業における安全管理体制に係る自主点検」の分析結果が発表されました。

対象は原則、労働者数500人以上の製造業事業場で、適宜各都道府県労働局の判断により、対象範囲を300人以上まで拡大。今回の分析対象は、回収された自主点検表のうちの1269事業場としました。

分析結果

- (1) 各種データを分析した1,099件についての労働災害発生率(年千人率)の平均は、5.37であり、0.00から53.63まで大きな開きが見られた。
- (2) 事業場のトップ(=総括安全衛生管理者)が自ら行う安全管理活動の実施項目を比較したところ、労働災害の発生率が低い事業場では、トップがより多くの活動を行い、「安全衛生管理活動計画の作成」「安全に係る考え方の周知」「危険要因除去提言のために必要な判断」「現場の声を聞く」といった活動がよく実施されていた。
- (3) 労働災害発生率の高い事業場では、労使が協力して安全問題を審議する場である安全委員会で「意見交換が十分行われているとはいえない」とする割合が高かった。
- (4) 安全担当部署の予算に不足感がある事業場は、労働災害発生率が高い。安全管理活動に要する費用を減少させた割合は、死亡災害を発生させた事業場のほうが高かった。
- (5) 労働災害発生率の高い事業場では、協力会社との安全管理上の連携が弱く、情報交換も不十分であった。
- (6) 労働災害発生率の高い事業場では、安全教育実施計画の作成、現場作業員向けの定期的な安全に関する再教育が十分実施されていない。作業マニュアルの定期的見直し、作業マニュアルに基づく訓練の実施、緊急事態発生時の具体的対処方法が緊急時マニュアルに盛り込まれている割合が低い。
- (7) 労働災害発生率の高い事業場は、KY活動情報、メーカーからの危険要因の情報、機械の包括安全基準、社外の災害事例等の活用やリスク評価の実施が低調である。逆に、リスク評価や労働安全衛生マネジメントシステム実施事業場の災害発生率は低い。
- (8) 労働者数や業績変化など、主要な経営指標と労働災害発生率との間には、直接的な関連性まではみられなかった。

在宅勤務に対する労務管理について

情報通信機器を活用して、働く者が時間と場所を自由に選択して働くことができるテレワークについて、厚生労働省では「情報通信機器を活用した在宅勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」を策定しました。

雇用関係にある在宅勤務の場合、労働者の勤務時間帯と日常生活時間帯が混同せざるを得ないことなどから、在宅勤務制度の導入については労働基準法等関係法令の適用に関して、留意する必要があります。詳しくは、リーフレットを準備していますので、第1又は第2方面にお問合せください。

労務相談Q & A

「契約社員の「雇止め」

Q この8月で契約社員の契約が切れる社員がいます。今までは特に説明もなく4回、自動更新しております。今回は更新せず退職してもらおうつもりです。手続きに気をつけることはありますか？

A 有期契約の場合、契約満了とともに退職することが原則です。ただし、今回の設問のように契約更新を繰り返し一定の期間雇用したにもかかわらず、突然、契約満了時に退職させる場合には、期間の定めがない契約と同様に「解雇」手続きと「正当な理由」が必要になることがあります。

このように、契約社員の際の契約のトラブルが多いことから、労働基準法が改正され、平成15年10月に基準が定められました。契約を結ぶ時には次頁の基準にご留意下さい。
(次頁に続く)